

**令和7年度**

**宇和島市水道事業経営審議会**

宇和島市上下水道局

**令和 8年 3月**



## 【資料内容／もくじ】

---

宇和島市水道事業経営審議会委員名簿	P 1
-------------------	-----

---

宇和島市水道事業経営審議会条例	P 2
-----------------	-----

---

---

説明資料

---

議題 ① 水道料金の算定方法	P 4
----------------	-----

---

宇和島市水道事業経営審議会委員名簿

令和7年11月1日現在

区分	団体名等	役職名	氏名（敬称略）
学識経験者	愛媛大学 社会共創学部 環境デザイン学科	教授	羽鳥 剛史
	安達三郎税理士事務所	税理士	安達 三郎
水道利用者	吉田地区		濱田 かなめ
	三間地区		宇和木 眞由美
	津島地区		山下 由美
各種団体	宇和島市連合自治会	会長	宮本 直明
	宇和島市女性団体連絡協議会	副会長	三好 綾
	宇和島商工会議所	専務理事	岩村 保昌
	宇和島青年会議所	理事長	森 拓也
	宇和島市社会福祉協議会	副会長	安岡 賢司

以上 10 名

## 宇和島市水道事業経営審議会条例

### (設置)

第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、宇和島市水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業経営の現状及び将来計画に関すること。
- (2) 経営の改善に関すること。
- (3) 顧客サービスに関すること。
- (4) その他、宇和島市長（以下「市長」という。）が事業経営上必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 水道利用者
- (3) 各種団体
- (4) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

4 委員が欠けたときは、補欠委員を置くことができる。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に審議会への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (審議事項及び報告)

第6条 審議会は、宇和島市水道事業の経営に対し、市長から諮問を受けた事項について審議する。

2 審議会は、前項の審議事項について、文書により、市長へ答申するものとする。

(委員報酬)

第7条 委員に対する報酬は、日額 5,000 円を支給する。

2 市議会議員が審議会の委員の職を兼ねた場合の報酬は、これを支給しないことができる。

(費用弁償)

第8条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法は、宇和島市報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年条例第 45 号）の規定を準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、上下水道局水道総務課において行う。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(審議会の招集の特例)

2 この条例の施行後、最初に招集される審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（令和7年3月4日条例第2号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 前回（2月19日）審議会 – 宇和島市水道事業の現状と課題（要点）

### 【県内他市との比較】

- 20m<sup>3</sup>あたりの水道料金は4,833円（県内で3番目の高料金）
- 平均と比べ約4億円多く支出予算を計上  
ただし、固定費が多く、これ以上削減できない（難しい）
- 管路延長が長い、老朽化度合いが高い、浄水場や配水池など、施設を多く保有  
多くの維持管理費が必要 → 高料金

### 【今回の経営審議会でお伝えしたかったこと】

- 人口減少に伴い、給水収益の減少が継続（1年あたり約3,700万円 △1.8%）
- 経費の削減には限界があり、令和9年度には経営赤字となる見通し
- 5年分（令和9～13年度）の収支不足、必要事業費は、約13億2,000万円
- 今後必要な事業費を確保するため、適正な水道料金について様々な角度から検討が必要



**経営審議会（諮問）**

## 令和7年度 宇和島市水道事業経営審議会

開催日時	令和8年2月19日(木) 13:30~15:00
開催方法	宇和島市役所 8階801会議室
定足数	定数10名中8名出席 ※ 過半数の出席により成立
傍聴	計32席準備 報道関係2者(愛媛新聞社、宇和島ケーブルテレビ)、一般傍聴なし
議題	議題① 経営審議会の進め方 議題② 宇和島市水道事業の現状と課題 報告 基本料金の減免について
議事の概要	【会長及び副会長の選任】 委員の互選により、会長及び副会長を選出 【諮問】 市長から経営審議会へ、適正な水道料金のあり方について諮問 事務局から資料説明。主な質疑応答は以下のとおり
質疑応答	<b>議題① 経営審議会の進め方について</b>
【質問】	Q. パブリックコメントは、どの程度意見が出るのか。
【回答】	A. 意見の件数は想定できていない。今回の諮問から審議会をマスコミや一般市民に公開することとしており、資料や議事録をホームページで公表するなど、適正な水道料金のあり方について審議している段階から市民への情報発信に努めることとした。パブリックコメントを実施する際には、なるべく簡単にアクセスできる方法で実施したいと考えている。 水道事業でいうと、経営戦略に関するパブリックコメントを令和6年度に行ったが、2~3件の意見が出たと記憶している。
質疑応答	<b>議題② 宇和島市水道事業の現状と課題について</b>
【質問】	Q. 今回の料金改定の算定期間は、何年間の想定か？
【回答】	A. 日本水道協会の水道料金算定要領によると、水道料金の算定期間は概ね3~5年と示されている。前回(H28年)の料金改定では6年間で算定した。今回5年間で試算した理由等は、次回の経営審議会ですく説明する。
【質問】	Q. 資料6ページの赤字額の積み上げと、資料24ページの不足額が一致しないが、どのような計算になっているか？
【回答】	A. 資料6ページは儲け(赤字と黒字)を示している。資料24ページは設備投資の不足額を示している。 資料24ページの不足額には、将来の建設投資に備えるための資産維持費を加えている。利益と内部留保資金のバランスを保つ上で、不足する額を算定している。詳細は次回の経営審議会ですく説明する。

<p>【質問】</p> <p>【回答】</p>	<p>Q. (P 8 整備事業に関連して) 人件費や資材関係の費用が上がり、工事費用も予測が難しい。(口頭説明があったが、)水道工事に1 kmあたり7,000万~1億円も掛かるものかと思っただが、実際に工事現場を見るとなかなか大変で、慎重に検討して料金改定をしないといけないと思っている。</p> <p>A. 人口が減少しているため、口径を小さく(ダウンサイジング)することで工事費用の削減につなげるなどの工夫をしている。ただ、一方では、人件費や資材関係の費用が値上がりしているため、口径を小さくしても、そこまでの費用削減にはならないのが現状である。引き続き、更新工事を行いつつ、修繕で延命できるところは修繕で対応し、コストの抑制にも努める。</p>
<p>【質問】</p> <p>【回答】</p>	<p>Q. (P 12 請求サイクルの見直しについて) 水道料金を2か月分まとめて支払うことが難しい人もいるので、配慮や対応を検討して欲しい。</p> <p>A. 2か月まとめて請求する案を検討する上で、県下の状況を調査した。現在、5市1町(松山市、今治市、伊予市、西条市、東温市、砥部町)が2か月まとめて請求している。水道使用者から相談があれば、分割収納で対応するなど、制度上で許される範囲とはなるが、家計の状況に合わせて対応したい。</p>
<p>【質問】</p> <p>【回答】</p>	<p>Q. (P 7 給水人口と給水収益に関連して) 県の人口予測の下方修正を、今回の試算に反映しているか？</p> <p>A. 今回の試算は、直近の国勢調査に基づいて行っているため、最近県が示した見直しのデータ(以前より悪化した数値)とは異なる。料金改定させていただく場合は、改めて直近のデータを反映させて試算する。</p>
<p>【質問】</p> <p>【回答】</p>	<p>Q. (P 11 本庁、支所窓口を柿原本局へ統合について) 民間でも、人がいなくてもまわる仕組みをよく考えられている。コロナ禍の頃から無人レジが始まった。導入当初は戸惑ったものの、今では高齢の方も慣れてきた。本庁、支所窓口の統合は、市民サービスの低下にはならないと思うので、できることから(削減・縮小に向けた)検討を進めて欲しい。</p> <p>A. 行政として、市民サービスの低下になり過ぎないように配慮しつつ、継続的に経費削減を検討していきたい。</p>
<p>【質問】</p> <p>【回答】</p>	<p>Q. 滞納している使用者は、どのくらいの割合いるか？</p> <p>A. 督促状の発行件数は、月により変動するが、1か月あたり500~600件程度を発行している。口座振替利用者には納付書が届かないため、支払いのために市役所窓口まで来庁する必要があるが、今後は納付書の再送付や督促状でも支払いができる仕組みを準備し、窓口統合によって利便性を損なわないような対策を行う予定。</p> <p>生活に困っている人に対しては、一定の返済ルールは必要だが、少しずつでも支払っていただけるように、できる限り配慮したいと考えている。</p>

■ 議題① 水道料金の算定方法

## 経営審議会の進め方

① 令和8年2月19日(木)	適正な水道料金のあり方について(諮問) 水道事業の現状と課題を説明
② 令和8年3月23日(月)	<b>水道料金の算定方法を説明</b> <b>算定期間、総括原価の考え方、料金の調整方法などを説明</b>
③ 令和8年4月	審議委員の意見を取りまとめ 適正な水道料金についての答申案を協議
④ 令和8年6月	審議会答申を決定
⑤ 令和8年7月	答申書を市長へ提出
(令和8年9月)	答申内容等について議会へ報告
(令和8年10月)	パブリックコメントを実施
(令和8年12月)	市議会へ、料金改定案を上程(※給水条例の改正)
◆ 令和9年1月	料金改定案の議決結果を報告
(令和9年4月)	新料金の施行(4月使用分、6月請求から適用開始)

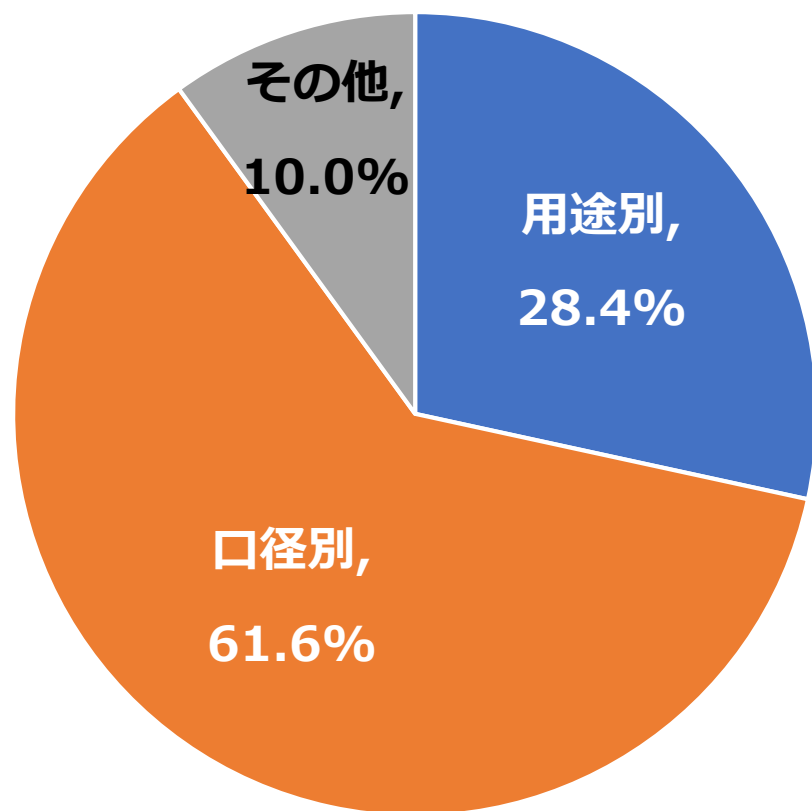
■ 議題① 水道料金の算定方法

(1) 料金改定の算定期間

- 目安：日本水道協会「水道料金算定要領」 水道料金の算定期間は、3～5年が基準
  - 前回：平成28～令和3年度（6年間）
  - 今回：①R11年度：水道ビジョン・第8次整備計画、経営戦略の中間評価を行う予定  
②料金改定後3年間の実績を評価、次期料金改定について検討
- ➔ 今回の試算：令和9～13年度（5年間）に設定

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
水道ビジョン 第8次整備計画 経営戦略												
今回の料金改定 (実績評価)												
経営審議会・議会			今回					次期				
次期料金改定												

## (2) 料金体系の選択



全国の水道料金体系（R 6年4月現在）

### ● 主な料金体系

- ①用途別：事業者は高く、生活用水は安価な料金
  - ②口径別：大口径ほど高い料金
  - ③その他：用途・口径の区別がない単一料金制
- ※全国的には、②口径別が主流

### ● 本市の料金体系 = 用途別

前回（H28）料金改定時の審議会提言  
「今後の料金改定に際しては、  
口径別料金体系への移行を目指すこと」

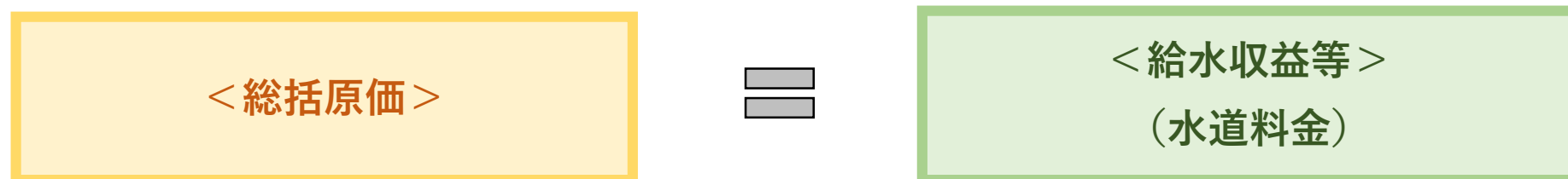
現時点では、用途間の料金較差が大きく  
口径別への移行が難しい

**用途別を継承（口径別への移行に向け調整）**

### (3) 必要な事業費と財源

水道事業に必要な費用 ⇒ **<総括原価>**

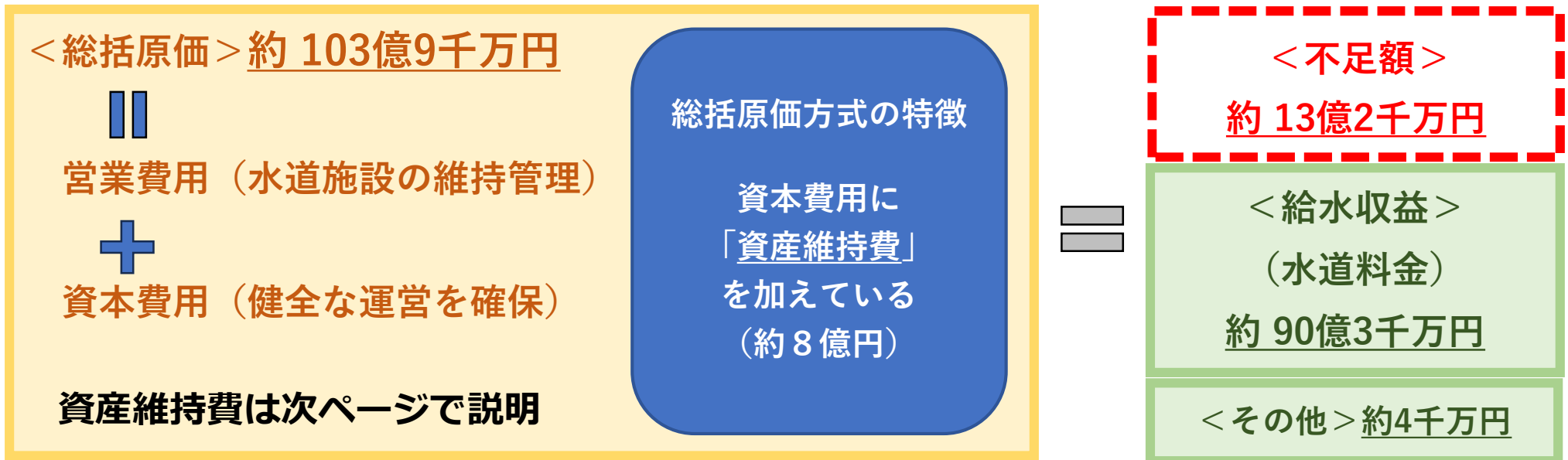
- ・ 日本水道協会「水道料金算定要領」で決められた料金計算方式
- ・ 水道施設を維持管理するための適正な原価（人件費、修繕費、減価償却費等）
- ・ 健全な運営を確保するための費用（支払利息、資産維持費）
- ・ これらを合わせた費用が総括原価



総括原価が給水収益等と一致するように設定する必要がある

### (3) 必要な事業費と財源

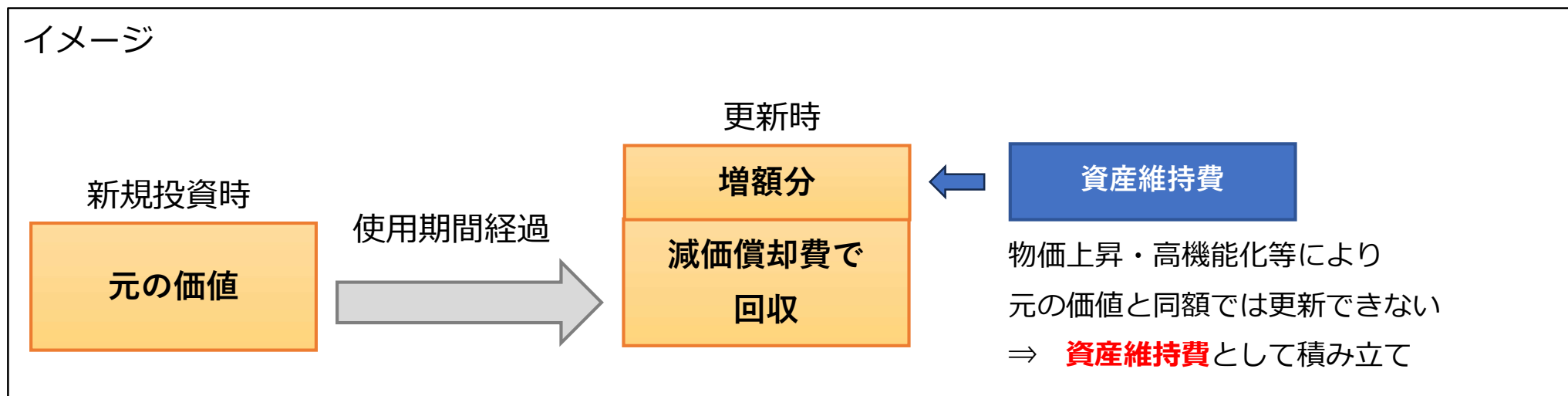
水道事業で今後5年間（R9～13年度）に必要な費用（総括原価）から財源不足額を試算



不足額を水道料金で補う場合、現在の料金から15%程度の値上げに相当すると試算

## 資産維持費とは

- ・ 物価上昇や施設の高機能化等、将来の更新費用の増大に対応するための費用
- ・ 水道施設の計画的な更新等の財源として内部留保という形で計上（利益の積み立て）
- ・ 適正な資産維持費を含めた上で総括原価を算定（過大な金額は水道使用者の負担増）



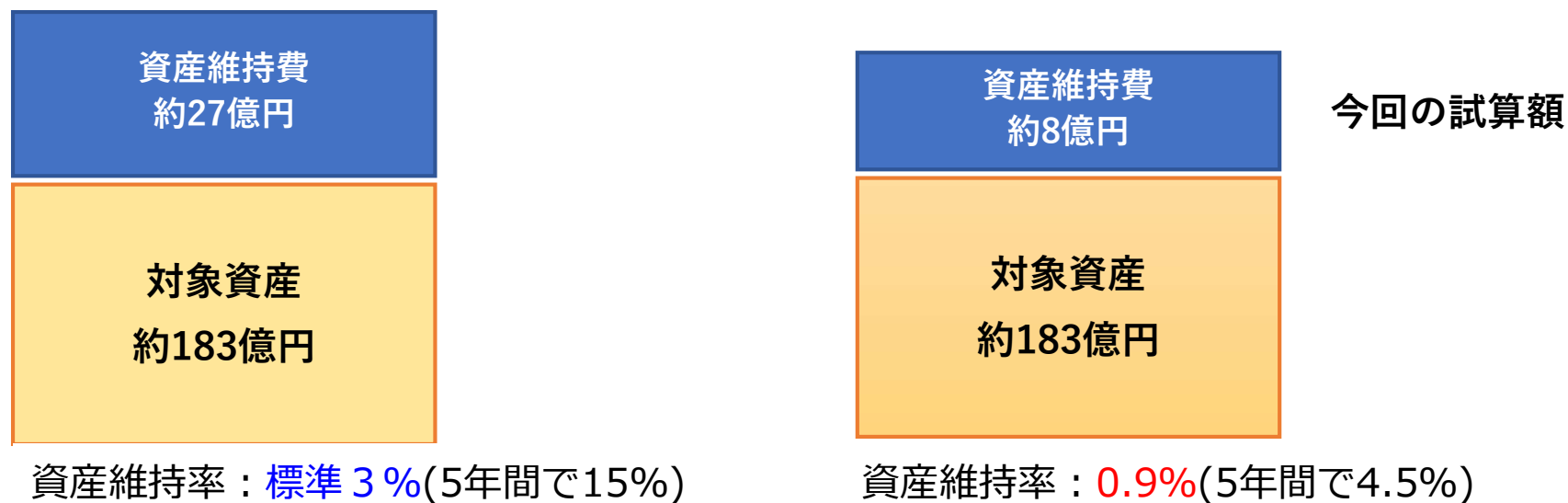
## ■ 議題① 水道料金の算定方法

### 資産維持費とは

<水道料金算定要領上の算定方法>

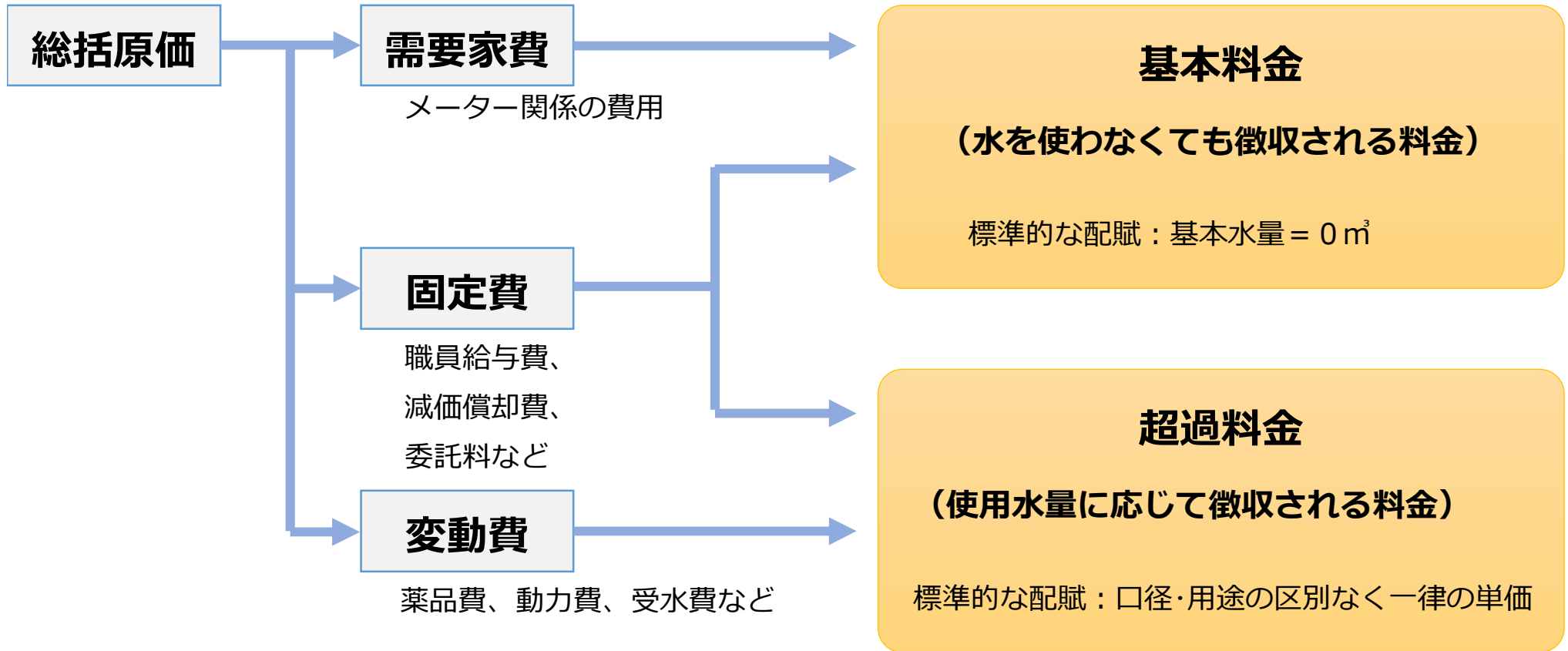
資産維持費 = 対象資産 × 資産維持率 (料金算定要領 : 3%を標準とする)

**R9～13年度(5年間)の事業費を確保できる資産維持費を試算**



**更新計画に対応するための過不足のない資産維持率 : 0.9% (約8億円) と試算**

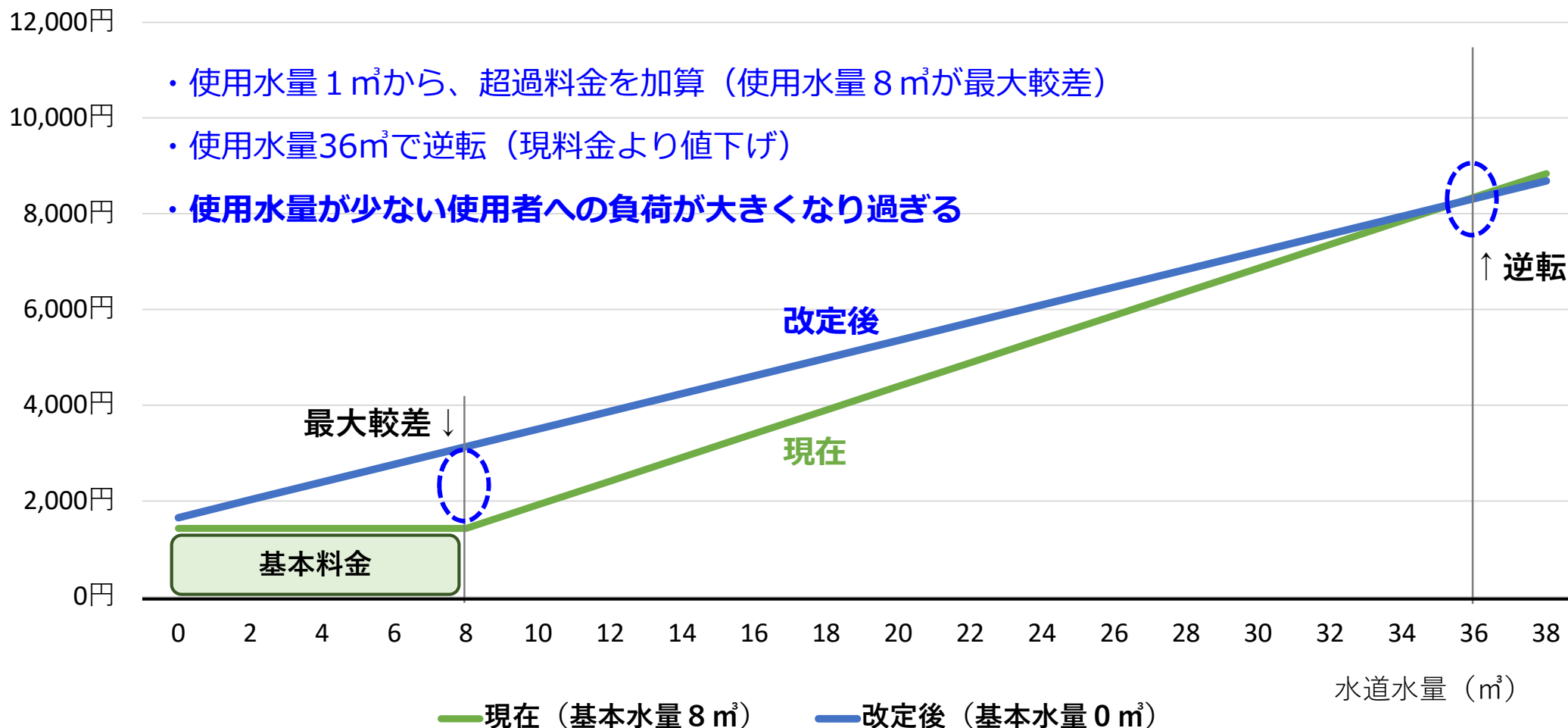
## (4) 料金単価の設定 (総括原価を基本料金と超過料金へ配分)



■ 議題① 水道料金の算定方法

(4) 料金単価の設定 (家庭用、基本水量 0 m<sup>3</sup>の場合)

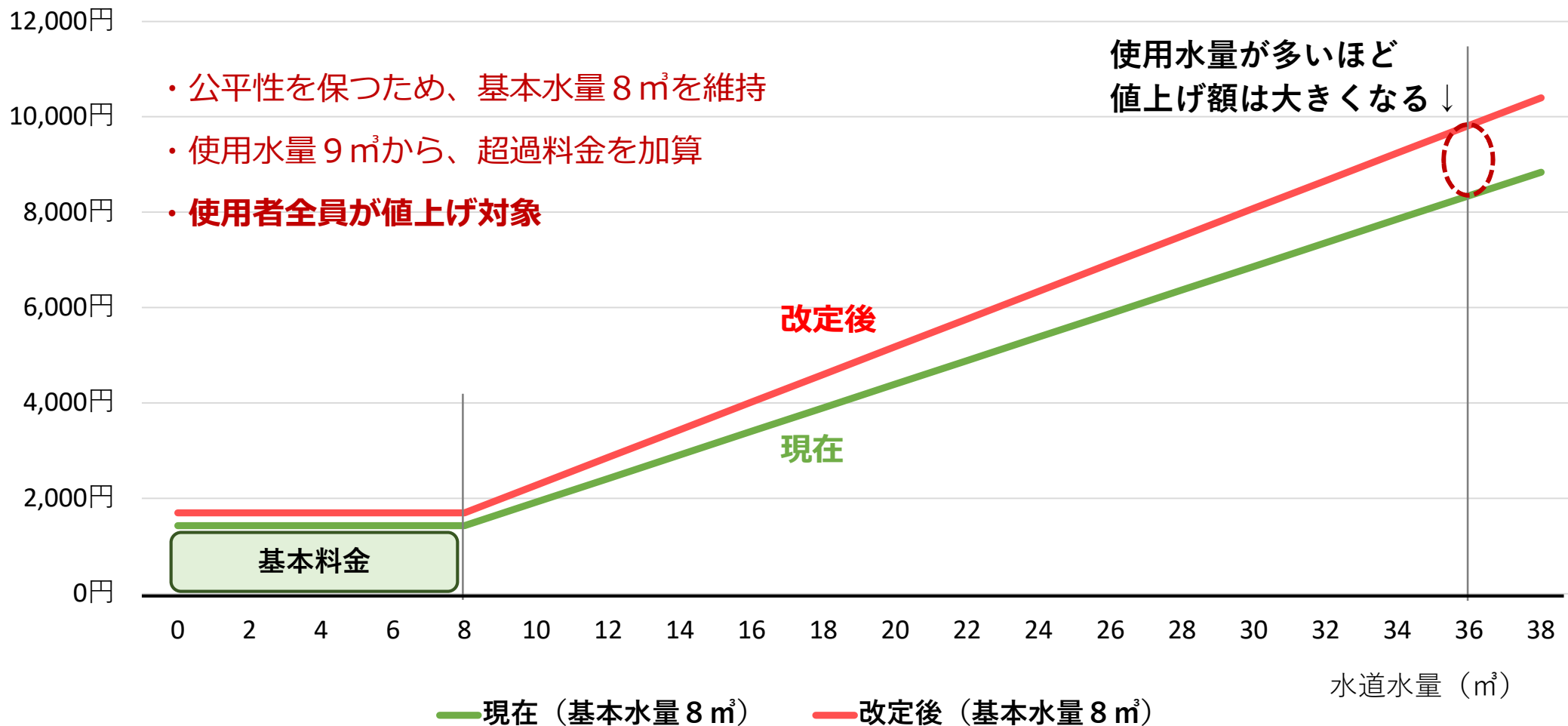
水道料金 (税抜)



## ■ 議題① 水道料金の算定方法

### (4) 料金単価の設定 (家庭用、基本水量 8 m<sup>3</sup>の場合)

水道料金 (税抜)



■ 議題① 水道料金の算定方法

(4) 料金単価の設定 (基本水量を維持、全用途の平均改定率 = 15%の場合)

(税抜き 円)

用途	区分(水量)	旧料金	新料金	改定率	上昇額
家庭用	基本(8 <sup>m</sup> まで)	1,430円	1,700円	18.9%	270円
	超過	247円	290円	17.4%	43円
業務用	基本(10 <sup>m</sup> まで)	2,500円	2,800円	12.0%	300円
	超過	335円	360円	7.5%	25円
工業用	基本(200 <sup>m</sup> まで)	47,000円	52,100円	10.9%	5,100円
	超過	335円	360円	7.5%	25円
浴場用	基本(170 <sup>m</sup> まで)	14,600円	14,600円	0.0%	0円
	超過	145円	145円	0.0%	0円

【家庭用 新旧水道料金の比較(税込)】 ※1か月に20<sup>m</sup>使用される場合

旧料金：4,833円 新料金：5,698円 改定率 = 17.9% (865円値上げ)

【家庭用と業務用の較差(税抜)】 20<sup>m</sup>料金で比較

現在：1,456円 改定後：1,220円 (236円縮減)

※将来的に「口径別料金体系」へ移行できるよう調整

## まとめ（ご意見をいただきたい事項）

### （1）料金改定の算定期間

3～5年が標準 今回の試算：R 9～13年度（5年間）

### （2）料金体系の選択（用途別または口径別）

口径別が主流 今回の試算：用途別を継承（口径別への移行に向け調整）

### （3）確保する事業費の評価（5年間の不足額：約13億2千万円）

8次整備計画など、耐震化工事を促進

### （4）経営改善の評価 ※前回の説明事項

R 9～13年度（5年間）、約2億6,800万円の経費削減案を実施予定

### （5）料金単価の設定（平均改定率15%程度）

用途毎に異なる改定率を設定し較差を縮減、家庭用20m<sup>3</sup>：税込865円値上げ